

第3期佐倉市障害福祉計画（素案） 関係資料

- 障害者関係の法定計画は、障害者の生活環境、教育・育成、雇用・就労、保健・医療など、すべての生活領域に係る「障害者計画」と障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの提供に係る「障害福祉計画」の2つがあります。
- 障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条の規定に基づく法定計画です。
平成19年3月に、第1期佐倉市障害福祉計画を策定し、現在、平成24年度から平成26年度までを計画期間とする第3期佐倉市障害福祉計画を策定中です。
- 第3期佐倉市障害福祉計画は、第2期佐倉市障害福祉計画（計画期間：平成21～23年度）の見直しの計画となるものです。
- 本計画は、国の指針に基づいて策定しています。

佐倉市福祉部障害福祉課

第2期計画と第3期計画の策定時の相違点

○アンケート調査の変更

第2期計画では平成19年度市民意識調査の中から市民の満足度など、市民全般の意識調査を掲載しましたが、第3期計画では平成21年に実施した障害者を対象とした設問のアンケート調査結果を掲載しました。

○障害関係11団体を対象としたヒアリングから現状と課題について整理

第2期計画では、当事者・家族の8団体、社会福祉事業者1団体、公共機関3団体の計12団体から障害者を取り巻く現状と課題について、ヒアリングを中心とした取り組みを行いました。第3期計画でも同様に11団体からヒアリングを行いました。

○自立支援協議会による意見聴取

障害者自立支援法の改正により、平成24年4月から自立支援協議会を法律上に位置付けることになりました。これにより、自立支援協議会を設置した市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合はあらかじめ自立支援協議会の意見を聞くようになりました。第3期計画では、これを前倒して自立支援協議会の意見を聞きました。

※自立支援協議会

障害者の地域における自立した生活を支援していくために、関係機関や関係団体、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行うものです。

第3期佐倉市障害福祉計画の数値目標設定に係る課題

○国の政策目標と市町村を越える広域的な対応を基本とした数値目標

1. 数値目標の設定は、政策課題の達成を基準としている

長期施設入所者の退所者数、精神病院の長期入院者数、福祉施設利用者の就労者数など、国が掲げる政策課題について目標値が設定されています。

この目標値に基づき、県の計画、市町村の計画を策定する仕組みとなっています。

2. 数値目標の設定は、県の意見を聞いたうえで設定

障害福祉計画は県及び市町村が策定する計画で、県は、圏域（佐倉市の場合、印旛圏域）を単位に数値目標を定めることになっています。

県が定める数値目標と市が定める数値目標との整合性が求められています。

これについては、障害者のサービス利用が市内の事業所にとどまらず、市外の事業所もあることから広域的なサービス提供の目標設定が必要となっているからです。

このような背景から、障害者自立支援法第88条第7項、第8項で、市は、障害福祉計画の策定、変更にあたって、県の意見を聞いたうえで決定するとされています。

したがって、佐倉市の障害者のニーズに基づき、利用状況を踏まえ、積み上げていく方式とは異なっています。

障害者自立支援法第88条

7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○障害福祉制度自体が流動的な中での計画策定

1. 平成25年に障害者総合福祉法が制定される予定

第3期佐倉市障害福祉計画の計画期間は平成24年度から平成26年度までですが、平成25年に障害者総合福祉法の制定が予定されているため、法の概要が大幅に変更になった場合は、計画の見直しが考えられます。

2. 毎年行われる制度の見直し

度重なる障害者自立支援法の改正により、障害福祉サービスの制度や内容が変わり、また、国からの通達の遅れ等により、市町村・サービス事業所・利用者などへの周知が不十分な中での計画策定となっています。

目次から見る第2期計画と第3期計画の比較（参考）

第2期計画	第3期計画
第1章 障害福祉計画をめぐる背景 1 計画策定の趣旨 2 計画策定の位置づけ 3 計画の対象者 4 計画の期間 5 計画推進にあたって 第2章 障害者の置かれた現状 1 市民の関心 2 障害者の置かれた現状 3 障害者のニーズから見る現状と課題 第3章 取り組みの方向と事業の見込み量 1 取り組みの方向とサービス量の確保策 2 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量 第4章 資料編 1 用語解説 2 厚生労働省策定指針 3 ヒアリングで出された課題と取組の方向とサービス量の確保策 4 障害者自立支援法の概要と障害福祉サービスの内容 5 佐倉市障害福祉計画策定懇話会及び策定の経緯 6 佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿	第1章 障害福祉計画をめぐる背景 1 計画策定の背景 2 計画の位置づけ 3 計画の対象者 4 計画の期間 5 計画推進にあたって 第2章 障害者の置かれた現状 1 障害者の意識～アンケート調査の中から～ 2 障害者の概要 3 障害者のニーズから見る現状と課題 第3章 取り組みの方向と事業の概要 1 障害福祉サービス・地域生活支援事業の見込み量 2 取り組みの方向と障害福祉サービス量の確保のための方策 第4章 資料編 1 用語解説 2 障害者自立支援法の概要と障害福祉サービスの内容 3 佐倉市障害福祉計画策定懇話会及び策定の経緯 4 佐倉市障害福祉計画策定懇話会委員名簿